

○多治見市火災予防指導運用指針（平成13年決裁）の一部を改正する新旧対照表：予防課

新	旧
○多治見市火災予防指導運用指針 平成13年決裁	○多治見市火災予防指導運用指針 平成13年決裁
第1章 防火管理 《略》	第1章 防火管理 《略》
<u>5 甲種防火管理再講習について</u>	<b>【新設】</b>
<u>(1) 乙種防火対象物の防火管理者は再講習の対象から除く。</u>	
<u>(2) 同章第4防火対象物定期点検報告制度において防火対象物定期点検報告を不要とする対象物は、再講習の対象から除く。</u>	
《略》	《略》
第5 防災規制 《略》	第5 防災規制 《略》
(2) 次のものは、防災対象物品に含まれないものであること。	(2) 次のものは、防災対象物品に含まれないものであること。
《略》	《略》
<u>シ アスベスト飛散防止用のプラスチックシート</u>	<b>【新設】</b>
《略》	《略》
第2章 消防用設備等の設置	第2章 消防用設備等の設置
第1 無窓階 《略》	第1 無窓階 《略》
2 開口部の条件	
<u>(1) 次表の開口部は、施行規則第5条の5第2項第3号に規定する「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うものとする。</u>	<u>次表の開口部は、施行規則第5条の5第2項第3号に規定する「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うものとする。</u>
《略》	《略》
<u>(2) 上記以外で「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」は次のとおりとする。</u>	<b>【新設】</b>
<u>ア 屋内外から手動で開放できるシャッター</u>	
<u>イ 屋内外から電動により開放できる非常電源付きシャッター</u>	
<u>ウ 屋外からは水圧等により、屋内からは手動又は電動（非常電源付き）により開放できるシャッター</u>	
<u>エ ハンガードア</u>	
《略》	《略》
<u>4 低放射ガラス加工（Low-Eガラス）について</u>	<b>【新設】</b>
<u>次の加工内容については基板（板ガラス等）強度を変えるものではないため、有効開口部の算定の対象とする。</u>	
<u>(1) パイロティック製法</u>	
<u>(2) スパッタリング製法</u>	
<u>(※平成23年事務連絡「消防用設備等に係る執務資料の送付について」)</u>	
<u>5 敷地外の空地に面する開口部（既存防火対象</u>	<u>敷地外の空地に面する開口部（既存防火対象</u>

新	旧
<p>物に限る。)</p> <p>6 棚、ラック等</p> <p>7 庇</p> <p>8 ポーチ、ピロティ等の床面積の扱い</p> <p>9 通路その他の空地の柵等</p> <p>10 シャッター等の水圧開放装置の設置箇所</p> <p>11 昭和49年12月31日以前に建築された防火対象物（新築、増築の工事中のものを含む。）の無窓階について <u>（法第17条の2の5第2項各号に該当するものは除く。）</u></p> <p>（1）昭和49年12月31日以前に建てられた防火対象物は、避難上又は消火活動上有効な開口部の面積が、床面積に対して30分の1 <u>未滿</u>の場合を無窓階とする。なお有効な開口部とは、最大開口部分に直径50cmの円が内接する開口部をいう。</p> <p>《略》</p> <p>第2 防火対象物の項別判定</p> <p>《略》</p> <p>10 <u>棟内の入居者が不在区域について</u>  項別判定は、(15)項とし他の(15)項とは、別とみなし用途別の面積算定には積算しない。（以下「(15項)空きテナント」という。）なお、従前設置されている防火対象物全体に掛かる消防用設備等は維持管理するものとする。</p> <p>11 <u>シェアハウスについて</u>  同一棟で家族（家族同等含む。）以外のものと入居し、台所、洗面所、浴室、トイレ等の共用部分を有するものは、(5)項口とする。  なお、上記において入居者及びサービスの有無により次のとおり取り扱う。  （1）入居者の1名以上が65歳以上で共用部分において食事の提供等のサービスを受けるものは、(6)項ハ(1)とする。（要介護状態区分3以上のものの割合が入居者の半数以上のものは除く。）  （2）入居者の1名以上が障害程度区分1以上で共用部分において食事の提供等のサービスを受けるものは、(6)項ハ(5)とする。（障害程度区分4以上のものの割合が入居者の8割を超えるものは除く。）</p> <p>第3 施行令第32条について</p> <p>《略》</p> <p>8 <u>消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて（令第23条第3項）</u>  次の要件を満たすものは、施行令第32条を適用する。（R7消防予第129号）  （1）防火対象物の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（MNO）のサ</p>	<p>物に限る。)</p> <p>5 棚、ラック等</p> <p>6 庇</p> <p>7 ポーチ、ピロティ等の床面積の扱い</p> <p>8 通路その他の空地の柵等</p> <p>9 シャッター等の水圧開放装置の設置箇所</p> <p>10 昭和49年12月31日以前に建築された防火対象物（新築、増築の工事中のものを含む。）の無窓階について _____</p> <p>（1）昭和49年12月31日以前に建てられた防火対象物は、避難上又は消火活動上有効な開口部の面積が、床面積に対して30分の1 <u>以下</u>の場合を無窓階とする。なお有効な開口部とは、最大開口部分に直径50cmの円が内接する開口部をいう。</p> <p>《略》</p> <p>第2 防火対象物の項別判定</p> <p>《略》</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p>第3 施行令第32条について</p> <p>《略》</p> <p><b>【新設】</b></p>

新	旧
<p><u>一ビスエリア範囲内であること。</u></p> <p><u>(2) 法第17条の3の2に規定する検査の際、携帯電話での通報が確認できること。</u></p> <p><u>9</u> 特例の内容が軽微なものとして「消防用設備等の設置基準特例適用申請」を要しない防火対象物の取扱いについて</p> <p>以下に掲げる消防用設備等は、消防長が火災の発生又は延焼の恐れが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるものとして、令第32条の規定を適用し、その申請及び承認の手続きを経ずとも、設置を省略することができる。</p> <p>(1) 非常警報器具の設置義務対象となる令第24条第1項に規定する防火対象物においては、比較的小規模な対象物であり、非常警報器具の設置がなくとも、肉声等により容易に火災の発生を報知することができるもの。</p> <p>(2) 誘導灯の設置義務となる特定用途以外の防火対象物(延べ面積100㎡以下)</p> <p>(3) 誘導灯の設置義務となる防火対象物の個人住宅<u>及び空きテナント</u>部分</p> <p>《略》</p> <p><u>(6) 特定防火対象物以外の防火対象物の内、昭和49年12月31日以前に建築され有効開口部の要件(施行規則第5条の5)施行前の従前規程(内接50cm以上の開口部が階床面積に対して30分の1以上)を満たすが、現行基準で無窓階となり施行令第34条第6号(非常警報設備等)、第7号(誘導灯等)に該当するもの。</u></p> <p>第3章 消防用設備等の技術基準</p> <p>第1 消火設備</p> <p>《略》</p> <p>6 動力消防ポンプ設備</p> <p>《略》</p> <p><u>(3) 自動車によって牽引されるものについて(施行令第20条第4項第4号)フォークリフト。ただし動力消防ポンプ設備及び消火に必要な資機材が落下しない措置を講じた場合に限る。</u></p> <p>※ 上記(1)から<u>(6)</u>は、現に存する防火対象物にあっても同様に扱うものとする。</p> <p>《略》</p> <p>第2 警報設備</p> <p>1 自動火災報知設備</p> <p>《略》</p> <p>(2) 自動火災報知設備の感知器区域の間仕切り壁等について</p> <p>《略》</p> <p>(イ) イオン化式スポット型、・・・・・・間仕切等の上部に開口部(0.3m以上×<u>0.8</u>m以上)を設け、その開口部から0.3m以内の位置に感知器</p>	<p>8 特例の内容が軽微なものとして「消防用設備等の設置基準特例適用申請」を要しない防火対象物の取扱いについて</p> <p>以下に掲げる消防用設備等は、消防長が火災の発生又は延焼の恐れが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるものとして、令第32条の規定を適用し、その申請及び承認の手続きを経ずとも、設置を省略することができる。</p> <p>(1) 非常警報器具の設置義務対象となる令第24条第1項に規定する防火対象物においては、比較的小規模な対象物であり、非常警報器具の設置がなくとも、肉声等により容易に火災の発生を報知することができるもの。</p> <p>(2) 誘導灯の設置義務となる特定用途以外の防火対象物(延べ面積100㎡以下)</p> <p>(3) 誘導灯の設置義務となる防火対象物の個人住宅_____部分</p> <p>《略》</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>第3章 消防用設備等の技術基準</p> <p>第1 消火設備</p> <p>《略》</p> <p>6 動力消防ポンプ設備</p> <p>《略》</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>※ 上記(1)から(5)は、現に存する防火対象物にあっても同様に扱うものとする。</p> <p>《略》</p> <p>第2 警報設備</p> <p>1 自動火災報知設備</p> <p>《略》</p> <p>(2) 自動火災報知設備の感知器区域の間仕切り壁等について</p> <p>《略》</p> <p>(イ) イオン化式スポット型、・・・・・・間仕切等の上部に開口部(0.3m以上×<u>0.2</u>m以上)を設け、その開口部から0.3m以内の位置に感知器</p>

新	旧
<p>を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。(図3参照)</p> <p>《略》</p> <p>(4) 同一敷地内に2以上の防火対象物がある場合の受信機について 防火対象物には、原則として1台の受信機を設置し、監視するものであるが、業態や利用形態等により集中管理ができる場合はこの限りでない。</p> <p>《略》</p> <p>第3 避難設備</p> <p>《略》</p> <p>2 誘導灯</p> <p>《略》</p> <p><u>(4) 施行規則第28条の2に規定する以外に誘導灯及び誘導標式を設置することを要しない防火対象物又はその部分は次のとおりとする。(無窓階含む。)</u></p> <p><u>ア 避難階</u> 1つのテナントの面積が50㎡以下で屋内から直接地上へ通ずる出入口を有する区画。(別区画への出入口があるものは除く。)</p> <p><u>イ 避難階以外</u> 1つのテナントの面積が50㎡以下で次に定めるいずれかの廊下へ通ずる出入口を有する区画。(別区画への出入口があるものは除く。)</p> <p><u>(ア) 外気に面する部分の上部に垂れ壁等を設ける場合は、当該垂れ壁等の下端から天井までの高さは、30cm以下であること。</u></p> <p><u>(イ) 手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1m以上であること。</u></p> <p>《略》</p> <p>第4章 火災予防条例</p> <p>第1 条例の届出</p> <p>《略》</p> <p><u>7 劇場等の客席について</u> <u>車椅子使用者用客席の同伴者用客席は、次の(1)から(3)までのすべてに適合している場合、床に固定しないことができる。</u></p> <p><u>(1) 車椅子の使用者の介助を目的としていること。</u></p> <p><u>(2) 条例第38条(5)に定める客席の避難経路に設けないこと。</u></p> <p><u>(3) 同伴者用のいすの数は、観覧時において必要最小限の数とすること。</u></p> <p><u>(※令和7年6月26日消防予第248号「劇場等における車椅子使用者客席の同伴者席の固定に係る取扱いについて(通知)」)</u></p> <p>《略》</p> <p>2 同一場所で貯蔵し、又は取扱う危険物の数量算定について</p>	<p>を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。(図3参照)</p> <p>《略》</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>《略》</p> <p>第3 避難設備</p> <p>《略》</p> <p>2 誘導灯</p> <p>《略》</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>《略》</p> <p>第4章 火災予防条例</p> <p>第1 条例の届出</p> <p>《略》</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>《略》</p> <p>2 同一場所で貯蔵し、又は取扱う危険物の数量算定について</p>

新	旧
<p>《略》</p> <p>(3) 一斗缶（内容物を混合する可能性があるもの）</p> <p>原則、未開封のもので積算する。ただし開封済みのものである場合は、内容物の確定、残量を調査し積算するものとする。</p> <p>(4) ドラム缶 200L</p> <p>(5) 屋外タンク、ポリタンク、携行缶 表記の数量</p> <p>3 屋外の少量危険物貯蔵取扱所について</p> <p>《略》</p> <p>(4) 算定方法</p>  <p>《略》</p> <p>4 屋内の少量危険物貯蔵取扱所について</p> <p>《略》</p> <p>(4) 算定方法</p>  <p>※不燃区画とは、不燃材料で他の部分と区画されている場所</p> <p>平成13年制定</p> <p>《改正履歴》</p> <p>《略》</p> <p>令和7年3月4日 改正</p> <p><b>令和7年●月●日 改正</b></p>	<p>《略》</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p>3 屋外の少量危険物貯蔵取扱所について</p> <p>《略》</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>《略》</p> <p>4 屋内の少量危険物貯蔵取扱所について</p> <p>《略》</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>平成13年制定</p> <p>《改正履歴》</p> <p>《略》</p> <p>令和7年3月4日 改正</p>
摘要	改正理由：運用する国通知の記載、指導方針の統一のため、一部改正するもの。